

府政科技第161号

平成24年3月13日

経済産業大臣 殿

原子力委員会委員長

独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター廃棄物管理
事業の変更の許可について（答申）

平成23年12月27日付け平成23・11・28原第4号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第51条の5第3項において準用する法第51条の3第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおり妥当と認める。

(別紙)

法第51条の5第3項において準用する法第51条の3第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

本件申請は、独立行政法人日本原子力研究開発機構が、同機構大洗研究開発センター敷地北部に大洗町が進めている原子力防災道路整備に伴い、同センターの敷地形状の一部及び北門の位置を変更することを内容とする廃棄物管理事業の変更許可を受けようとするものである。

なお、本変更申請に伴う敷地面積の縮小はわずかであり、現行の変更許可申請書に記載した敷地面積（約160万m²）に変更はない。

1. 法第51条の3第1項第1号（計画的遂行）

本申請に係る変更は、廃棄物管理の事業の計画を変更するものではなく、大洗研究開発センターの敷地形状の一部及び北門の位置を変更するものであり、原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められるとした経済産業大臣の判断は妥当である。

2. 法第51条の3第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本申請に係る変更は、廃棄物管理の事業に係る工事を伴わないことから、工事に要する資金及び調達計画は必要としない。

このことから、廃棄物管理の事業を適確に遂行するために必要な経理的基礎については問題ないと認められるとした経済産業大臣の判断は妥当である。